



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第 7 8 9 号 令和 7 年 2 月 7 日発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
7 3	特定調達契約について一般競争入札に付する件	文化の森振興センター
7 4	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
7 5	同	同
7 6	森林管理重点地域の指定を解除するに当たり指定の解除の案を縦覧に供する件	林業振興課
7 7	森林管理重点地域を指定するに当たり指定案を縦覧に供する件	森林土木・保全課
7 8	道路の区域を変更する件	高規格道路課
7 9	同	同
8 0	道路の供用を開始する件	同

【正誤】

番 号	表 題	担当課名
	令和 6 年 9 月 2 7 日付け徳島県報第 7 4 6 号徳島県病院局管理規程第 1 1 号中訂正	病院局

徳島県告示第七十三号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和七年二月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 入札に付する事項

- 1 調達をする特定役務の名称及び数量
徳島県文化の森総合公園情報提供システム運用保守業務 一式
- 2 調達をする特定役務の特質等
入札説明書及び徳島県文化の森総合公園情報提供システム運用保守業務仕様書（以下「仕様書」という。）に指定する特質等を有すること。
- 3 業務委託期間
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで
- 4 納入場所
徳島市八万町向寺山
徳島県立二十一世紀館

二 入札に参加する者に必要な資格

- この入札に参加する者に必要な資格（三、五及び六において「入札参加資格」という。）は、1から8までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。
- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により資格を有すると認められた者であること。
 - 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
 - 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
 - 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - 6 一の1に掲げる特定役務と同種の業務の履行実績がある者であること。
 - 7 業務の履行について、必要な能力及び経験を有する技術者を配置できる者であること。
 - 8 この業務に係る入札説明書（仕様書、契約条項等を含む。以下同じ。）の交付を受けた者であること。

三 資格審査の申請手続に関する事項

- 1 二の2の資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、徳島県知事が定める一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に必要書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、資格審査を受けなければならない。なお、同期限までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、入札参加資格が与えられないことがある。

2 申請書の受領期限及び提出場所

（一） 受領期限

令和七年三月二十一日（金曜日）午前十一時

（二） 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当（電話〇八八―六二―二〇六六）

四 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所及び入札説明書についての問合せ先

徳島市八万町向寺山

徳島県立二十一世紀館企画広報担当

電話 〇八八―六六八―一―一

電子メール nijuisseikikan@pref.tokushima.lg.jp

2 入札説明書の交付の期間、場所及び方法

（一） 期間

令和七年二月七日（金曜日）から同年三月二十一日（金曜日）まで

（二） 場所及び方法

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

3 資料の閲覧期間及び場所

（一） 期間

令和七年二月七日（金曜日）から同月二十一日（金曜日）まで（月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日にあたる）を除く。）の午前九時三十分から午後四時まで（正午から午後一時までを除く。）

（二） 場所

徳島市八万町向寺山

徳島県立二十一世紀館会議室

五 入札参加資格を有するかどうかの審査の申請

- 1 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書を3に掲げる提出場所に持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、2に掲げる提出期間内に必着のこと。）により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

2 提出期間

令和七年二月七日（金曜日）から同年三月二十一日（金曜日）まで（月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる）を除く。）の午前九時三十分から午後五時まで（三月二十一日（金曜日）は、午前九時三十分か

ら午前十一時まで)

3 提出場所

郵便番号七七〇―八〇七〇

徳島市八万町向寺山

徳島県立二十一世紀館企画広報担当

4 提出部数

一部とする。

六 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時

令和七年三月二十八日(金曜日)午後二時

(二) 場所

徳島市八万町向寺山

徳島県立二十一世紀館会議室

(三) 郵送(書留郵便とし、(1)に掲げる受領期限までに必着のこと。)により入札する

場合の入札書の受領期限及び宛先

(1) 受領期限

令和七年三月二十七日(木曜日)午後五時

(2) 宛先

郵便番号七七〇―八〇七〇

徳島市八万町向寺山

徳島県立二十一世紀館企画広報担当

2 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札保証金及び契約保証金

免除

4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「徳島県文化の森総合公園情報提供システム 運用保守業務入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札
(八) その他入札に関する条件に違反した入札

5 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にく
じを引かせて落札者を決定するものとする。

七 契約手続に関する事項

1 契約書作成の要否 要

2 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県立二十一世紀館企画広報担当

徳島市八万町向寺山

3 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

八 その他

1 詳細は、入札説明書による。

2 本件特定調達契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条
の三の規定に基づく長期継続契約である。契約締結日の属する年度の翌年度以降にお
いてこの契約に係る県の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合は、県はこ
の契約の全部又は一部を解除することがある。この場合において、県は、当該解除が
行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

九 Summary

1 Nature and Quantity

Tokushima Bunka no Mori Park Information Provision System Operation and
Maintenance Work 1 set

2 Time Limit of Tender

2:00 p.m. on March 28, 2025

(By mail, tenders must arrive by 5:00 p.m. on March 27, 2025)

3 Contact point for the notice

Tokushima 21st Century Cultural Information Center, Planning and Public
Relations

Mukouterayama, Hachiman-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8070
Tel: 088-668-1111

徳島県告示第七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年二月七日から同年六月七日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和七年二月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社デイリーマート	美馬市脇町大字猪尻字若宮南一〇〇番地一	西谷 州弘

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 デイリーマート津田店

所在地 徳島市津田本町四丁目四五一一ほか

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社デイリーマート	美馬市美馬町字銀杏木三五一一	藤原 武志

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社デイリーマート	美馬市脇町大字猪尻字若宮南一〇〇番地一	西谷 州弘

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社デイリーマート	美馬市美馬町字銀杏木三五一一	藤原 武志
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町二一一九一四	野中 正人

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社デイリーマート	美馬市脇町大字猪尻字若宮南一〇〇番地一	西谷 州弘
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六〇二番一号	鈴木 誠

4 変更年月日

縦覧に供する届出のとおり

二 届出年月日

令和七年一月二十三日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和七年二月七日から同年六月七日まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号。八八―六二―二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年二月七日から同年六月七日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和七年二月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ビッグ・エス	香川県高松市多肥上町一二二〇番地	岡田 達也

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ケーズデンキ脇町店

所在地 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南一〇六番地一ほか

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前 午前十時

変更後 午前九時三十分

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時四十五分から午後九時四十五分まで

変更後 午前九時から午後九時四十五分まで

4 変更年月日

令和七年一月二十五日

二 届出年月日

令和七年一月二十四日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び美馬市経済部企業応援課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和七年二月七日から同年六月七日まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号。八八―六二―二三六七

2 意見書に記載すべき事項

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び美馬市経済部企業応援課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第七十六号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十七条第一項の規定に基づき森林管理重点地域の指定を解除したいので、同条第二項において準用する同条例第十四条第三項の規定により次のとおり告示し、令和七年二月七日から同年三月八日までの間、指定の解除の案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定の解除をしようとする区域の森林所有者等その他の利害関係人は、縦覧の期間の満了の日までに、知事に指定の解除の案についての意見書を提出することができる。

令和七年二月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定の種別

第二種森林管理重点地域

二 指定を解除しようとする区域

那賀郡那賀町海川字旭五一、六一の二、七三の一、七三の五、七四の一、八〇及び八五の一並びに字エノキタ二二の二、二三の一、二〇の一及び二四並びに字ヲフウチ三〇の一並びに字西俣四、三九、五九の一、五九の二、六一、六四、六五、九一の一、九一の二、一〇九、一〇九の二及び一二三の二並びに字東俣三六の一、三六の二、三八、四〇、一一六、一一八、一一九、一二一、一三五の一、一三八及び一七四の二並びに字本郷八並びに字南三七

三 縦覧場所及び意見書の提出先

郵便番号 七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県農林水産部林業振興課森林企画担当

電話番号 。八八―六二―二四四七

徳島県告示第七十七号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき森林管理重点地域の指定をしたいので、同条第三項の規定により次のとおり告示し、令和七年二月七日から同年三月八日までの間、指定案を公衆の縦覧に供する。

なお、指定をしようとする区域の森林所有者等その他の利害関係人は、縦覧の期間の満了の日までに、知事に指定案についての意見書を提出することができる。

令和七年二月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定の種別

第一種森林管理重点地域

二 指定をしようとする区域

那賀郡那賀町海川字旭五一、六一の二、七三の一、七三の五、七四の一、八〇及び八五の一並びに字エノキタ二一二の一、一三の一、二〇の一及び二四並びに字ヲフウチ三〇の一並びに字西俣四、三九、五九の一、五九の二、六一、六四、六五、九一の一、九一の二、一〇九、一〇九の二及び一二三の二並びに字東俣三六の一、三六の二、三八、四〇、一一六、一一八、一一九、一二一、一三五の一、一三八及び一七四の二並びに字本郷八並びに字南三七

三 縦覧場所及び意見書の提出先

郵便番号 七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県農林水産部森林土木・保全課森林保全担当

電話番号 〇八八―六二一―二四五〇

徳島県告示第七十八号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和七年二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年二月七日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

2 8 2		整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
大井南島							
同	阿南市水井町西二一四番 三地从先 同 地先まで 一一三番				新	八・八〇・三三・三	一六・九
					旧	七・六〇・九	一六・九

徳島県告示第七十九号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和七年二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年二月七日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

2 8 3		整理 番号	路線名	
同	九地先	阿南市水井町西一〇七番	区 間	
	新		新旧 の別	敷地の幅員 (メートル)
七・三丁三二・八		旧	三・五丁六・〇	延 長 (メートル)
二二・九			二二・九	

徳島県告示第八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和七年二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年二月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
235	宮川内牛島 停車場	阿波市土成町宮川内字下り松 七八番二地先から 同 八四番二地先まで	九七・六	令和七年二月七日

令和六年九月二十七日付け徳島県報第七百四十六号徳島県病院局管理規程第十一号中次のとおり訂正

ページ	一
行	三十八
誤	第十条第二項第十項
正	第十条第二項第十号